

## 中国新法規速報 (2021年6月号)

外商投資企業の生産経営に一定の影響を及ぼし得る規定について、2021年5月に新たに発布された規定は下記のとおりです。ご参照下さい。

規定名称	「炭素排出権登録管理規則（試行）」 「炭素排出権取引管理規則（試行）」 「炭素排出権決済管理規則（試行）」 発布に関する公告
発布機関	生態環境部
発布日	2021年5月17日
内容説明	<p>当該公告に基づき、中国全土に炭素排出権登録登記機構、取引機構が設立されるまで、湖北炭素排出権取引センター有限公司が中国全土の炭素排出権登録登記システム口座開設及び運営・維持保護等の具体的業務を担い、上海環境エネルギー取引所株式有限公司が中国全土の炭素排出権取引システム口座開設及び運営・維持保護等の具体的業務を担う。</p> <p>「炭素排出権取引管理規則（試行）」に基づき、炭素排出権取引については、合意による譲渡、一方的な価格競争その他の規定に適合する方式を採用して行うことができ、炭素排出権取引においては、二酸化炭素換算値（Carbon Dioxide Equivalent、CO<sub>2</sub>eq）1トンあたりの価格が計算単位となり、売買当事者の申告量の最小変動計量がCO<sub>2</sub>eq1トンとなり、申告価格の最小変動計量が0.01人民元となる。取引機構は、それぞれの取引方式の価格変動幅比率を設定しなければならず、また、市場リスクに応じて価格変動幅比率について調整することができる。</p> <p>生態環境部によれば、今回発布される規則の主旨は、中国全土の炭素排出権登記、取引、決済をより規範化し、中国の炭素市場の実質的進展を促進することにある。</p> <p>中国では、炭素排出権取引が既に実際の運用段階に近づいていると言える。</p>

規定名称	スポーツ試合行為の規範管理の強化に関する体育総局、公安部の若干の意見
発布機関	体育総局、公安部
発布日	2021年5月17日
内容説明	<p>国務院が2014年に商業性及び大衆性スポーツ試合活動の審査認可を取り消して以降、中国では、「スポーツ試合活動管理弁法」が発布され、2020年5月1日から施行され、スポーツの発展が奨励・規範化されており、今回、スポーツ試合の発展過程において発生する、業界規範に違反する現象及び不法行為について、当該意見が制定・発布された。</p> <p>当該意見は、3つの内容から構成されており、第一に、「主管する者が監督管理をする」「主催する者が責任を負う」というスポーツ試合行為の管理基本原則が示されている。第二に、スポーツ試合活動の組織者、スポーツ試合活動の参加者それぞれの義務が明確化されており、スポーツ試合活動参加者がスポーツ精神に著しく違背する異常な技術動作又は試合暴力</p>

	行為等を行うことが厳禁され、観衆が殴り合うこと、トラブルを引き起こすこと、又は何らかの形態により試合の秩序を乱すこと等が厳禁されている。第三に、スポーツ試合活動に対する中国の地方の各級人民政府のスポーツ主管部門、公安機関、スポーツ協会、スポーツ試合活動の組織者それぞれの管理権限が区分され、スポーツ協会による業界処罰、スポーツ主管部門による行政処罰、公安機関による処罰等の措置が定められている。
--	---

規定名称	内地と香港特別行政区との間で仲裁判断を相互に執行することに関する最高人民法院の補充手配
発布機関	最高人民法院
発布日	2021年5月18日
内容説明	<p>最高人民法院及び香港特別行政区政府律政司は、当該補充手配の以下のような規定を2021年5月19日から中国内地及び香港特別行政区において同時に施行する旨の公告をそれぞれ発布した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中国内地の人民法院が香港特別行政区の「仲裁条例」に従い下された仲裁判断を執行する場合及び香港特別行政区が「中華人民共和国仲裁法」に従い下された仲裁判断を執行する場合には、当該手配が適用される。</li> <li>2. 被申立人が中国内地及び香港特別行政区のいずれにおいても住所又は執行の対象となり得る財産を有する場合には、申立人は、中国内地及び香港特別行政区の法院に対しそれぞれ執行を申し立てることができる。中国内地及び香港特別行政区の法院は、相互の法院の要求に応じて、仲裁判断執行の状況を相互に提供し合わなければならない。中国内地及び香港特別行政区の法院が執行の対象とする財産の総額は、判断により確定される金額を上回ってはならない。</li> <li>3. 法院は、仲裁判断執行の申立てを受理する前又は受理した後、申立てに基づき、かつ、執行地の法律の規定に従い、保全又は強制措置を講ずることができる。</li> </ol>

規定名称	「営業許可証・経営許可証分離」改革を深化させて市場主体発展活力をさらに高めることに関する国務院の通知
発布機関	国務院
発布日	2021年5月19日
内容説明	<p>当該通知に基づき、国務院は、企業経営許可事項の審査認可手続の簡略化を推し進めることになる。それには、以下のような措置が含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中国全土で68項目、自由貿易試験区試行地において14項目の企業経営許可事項が取り消される。審査認可が取り消された後においては、企業は、営業許可証を取得すれば経営を展開することができるようになる。</li> <li>2. 貿易流通、教育養成訓練、医療、食品、金融等の分野における市場参入を緩和するため、</li> </ol>

	<p>中国全土及び自由貿易試験区試行地においてそれぞれ 15 項目の経営許可事項が届出管理に改められる。審査認可が届出に改められた後においては、企業は、原則として、営業許可証を取得して事後に届出をすれば、経営を展開することができるようになる。事前届出が必要な場合には、届出を完了すれば経営を展開することができるようになる。</p> <p>外商投資による電信業務分野の経営については、「外商投資による基礎電信業務、第一類増値電信業務、第二類増進電信業務の経営に対する審査認可」が取り消され、外商投資企業が「電信業務経営許可」手続をする場合には、当該企業の出資比率制限遵守の状況について審査が行われる。</p> <p>建設工事分野においては、「工事代金コンサルティング企業資質認定」が取り消され、不動産開発企業資質が 4 級から 2 級に調整され、3 級及び 4 級の資質が取り消され、不当さん開発企業 2 級資質の許可条件が相応して調整されており、また、工事現場検査、工事設計、工事監理、施工企業等の資質についても簡略化の方向で調整が行われている。</p> <p>市場監督管理分野においては、包装済食品の「食品経営許可証」が取り消されて届出管理に改められ、広告発布登記が取り消され、「強制性認証従事及び関連活動に従事する検査機構指定」が取り消された。</p>
--	--

規定名称	地質探査活動監督管理弁法 (試行)
発布機関	自然資源部
発布日	2021 年 5 月 26 日
内容説明	<p>2017 年の「一連の行政許可事項取消しに関する国務院の決定」により質探査資質審査認可が取り消されていたところ、自然資源部は、地質探査活動について事中事後監督管理を強化するための措置を講ずる必要が生じていた。</p> <p>当該弁法においては、信用による拘束を基礎とする新しい監督管理メカニズムが確立されており、自然資源部が統一して「全国地質探査業界監督管理サービスプラットフォーム」を確立することが明確化されている。地質探査資質が取り消された後においては、地質探査活動を核心として、探査単位が申告する工事情報を基礎として、情報の発生、公示、収集、管理、使用、合同懲戒等の各段階において信用メカニズムが浸透し、信用監督管理網が形成されることになる。</p> <p>また、当該弁法により、異常名簿及び信用失墜主体名簿管理が実行され、信用失墜行為が懲戒の対象となり、さらに、地質探査市場の事前警告メカニズムが確立され、信用が失墜した者の権利が制限されることになる。</p>

規定名称	娯楽場所及びインターネットアクセスサービス営業場所の審査認可関係事項の調整に関する通知
------	---

発布機関	文化及び旅遊部
発布日	2021年5月27日
内容説明	<p>当該通知により、まず、外国投資家が法により中国国内において娯楽場所を独資で設立することが許可され、外商投資比率制限が撤廃された。外国投資家は、娯楽場所経営活動従事を申請する場合には、省級の文化及び旅遊行政部門に対し申請を提出することになる。申請資料、設立条件、手続は、内資企業と同一である。尚、香港特別行政区、マカオ特別行政区の投資家が中国内地において娯楽場所を設立する場合及び台湾地区の投資家が大陸において娯楽場所を設立する場合においても、当該通知が準用される。</p> <p>但し、「未成年者保護法」の具現化のため、学校、幼稚園周辺において娯楽場所、インターネットアクセスサービス営業場所を設置することは禁じられている。</p> <p>省級の文化及び旅遊行政部門は、同級の応急管理、生態環境、公安等の部門と協力し合い、行政審査認可事項取消し・調整作業を適切に行い、全国文化市場技術監督管理及びサービスプラットフォームを使用して娯楽場所、インターネットアクセスサービス営業場所の審査認可事項を処理し、審査認可期間を短縮することになる。</p>

規定名称	「医療機器監督管理条例」に関する事項の実施の貫徹に関する公告
発布機関	国家薬品监督管理局
発布日	2021年5月31日
内容説明	<p>当該公告においては、「医療機器監督管理条例」（2021年2月9日発布、2021年6月1日施行）の実施の貫徹のため、以下の事項が明確化されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医療機器登録者、届出者制度が全面的に実施されることになる。2021年6月1日から、医療機器登録証を有しており、又は既に第一類医療機器届出をしている企業、医療機器研究製造機構は、当該条例の規定に基づき、医療機器登録者、届出者の義務をそれぞれ履行しなければならない。</li> <li>2. 当該条例に付随するべき生産許可、届出に関連する規定が発布・施行されるまでの過渡期の手配について、医療機器登録者、届出者は、引き続き現行の規定に従い登録・届出をし、生産許可、届出、委託生産の手続をする場合には、現行の規章及び規範性文書等に従い行う。</li> <li>3. 医療機器の経営許可、届出管理について、医療機器登録者、届出者は、その住所又は生産地においてその登録・届出を行った医療機器を販売する場合には、医療機器経営許可又は届出をする必要がないが（但し、所定の経営条件に適合していなければならない）、第二類・第三類の医療機器を販売する場合には、規定に従い医療機器経営許可又は届出等を行わなければならない。</li> </ol>

以上

**免責文言：**本ニュースレターは情報提供目的で作成されており、何ら法的助言を構成するものではありません。また、本ニュースレターは発行日（作成日）時点の情報に基づいており、その時点より後の情報は反映されていないことにご留意ください。

**文責：**水野海峰、巖海忠、仇海珍